

「滋賀県アルコール健康障害対策推進計画（案）」について

1. 趣旨

多量の飲酒、未成年者の飲酒、妊産婦の飲酒等の不適切な飲酒は、心身の健康障害（以下、「アルコール健康障害」という。）の原因となり、アルコール健康障害は、本人の健康の問題だけではなく、その家族への深刻な影響や重大な社会問題を生じさせる危険性が高い。

そのため、アルコール健康障害の発生、進行および再発の防止を図るとともに、アルコール健康障害を有する人等に対する支援の充実を図ることを目的に、行政・教育・医療・福祉・民間団体等様々な機関の関係者等の連携のもと、本計画を策定する。

2. 策定経過

（1）滋賀県アルコール健康障害対策推進会議

- ①平成28年10月12日「滋賀県アルコール健康障害対策推進計画の策定について
- ②平成29年 2月 7日 骨子（案）
- ③ 6月 6日 本文（案）
- ③ 11月28日 素案

（2）厚生・産業常任委員会への報告

- ①平成29年10月 3日 「（仮称）滋賀県アルコール健康障害対策推進計画」の策定について
- ② 12月14日 「（仮称）滋賀県アルコール健康障害対策推進計画（原案）」に対する意見・情報の募集について
- ③平成30年 3月 9日 「滋賀県アルコール健康障害対策推進計画（案）」について

（3）県民政策コメントおよび市町への意見照会

- ・意見・情報の募集期間 平成29年12月20日から平成30年1月19日
- ・提案のあった意見・情報数 5件

3. 今後の予定

平成30年3月 「滋賀県アルコール健康障害対策推進計画」の策定・公表

添付資料

- (1) 「滋賀県アルコール健康障害対策推進計画(案)」の概要
- (2) 滋賀県アルコール健康障害対策推進計画(案)
- (3) 「滋賀県アルコール健康障害対策推進計画(原案)」に対して提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について